

# ARCO Trademark News Letter

Latest news and topics on domestic & overseas trademarks

## DOMESTIC TOPICS

### 「パンダ」と「パンダちゃん」は似て非なるもの？

親しみを込めて呼ぶときに使われる「～ちゃん」、「～くん」、「～さん」ですが、これを付した商標は、もとの語と類似すると判断されるケースと、非類似と判断されるケースがあります。

#### 類似と判断されたケース

- ・「キューピーちゃん」と「キューピー」(第28類)
- ・「ひよこちゃん」と「ひよ子」(第30類)
- ・「まるで新築くん」と「マルDE新築」(第37類)

#### 非類似と判断されたケース

- ・「パンダちゃん」と「パンダ」(第3類他)
- ・「球体くん」と「球体」(第9類)
- ・「ぼっちりさん」と「ぼっちり」(第5類)

本来的に「ちゃん」「くん」「さん」等は識別力が弱い語であるものの、外観上のまとまりの良さや称呼の長さ、もとの語の有名性等の事情を踏まえ、これを付した商標全体で一体不可分の擬人化された名称と認められる場合には非類似と判断されています。

#### ☑ここがポイント

「ちゃん」や「くん」、「さん」等が付された場合、もとの語とは非類似の商標と判断されるケースがあります。

[弁理士: 足立ゆかり]

## OVERSEAS TOPICS

### シリア、暫定拒絶通報の期間「18ヶ月」を宣言

標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書の加盟国であるシリアは、同議定書の第5条(2)(b)及び(c)に基づく宣言を行いました。これにより、シリアの暫定拒絶通報の期間は「18ヶ月」になり、また、18ヶ月の期間満了後であっても、異議の申し立てによる暫定拒絶を通報することができるようになりました。この宣言は、2010年3月21日に発効します。

マドリッドプロトコル加盟国(81カ国)の一覧につきましては特許庁HPIに掲載されていますので、以下URLよりご確認ください。

<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/rireki/what.htm>

[弁理士: 三上真毅]

### 外国商標制度紹介

#### CTM(欧州共同体商標)、商標審査基準の改訂

欧州共同体商標意匠庁(OHIM)は、2010年2月1日付けでCTM異議申立に関する商標審査基準(Manual of Trade Mark Practice)を一部改訂しました。

主な改訂内容は以下のとおりです。

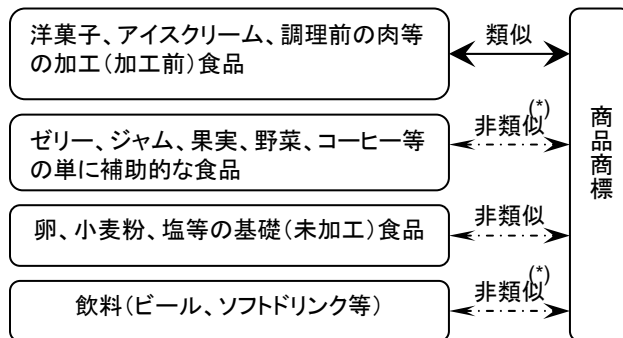
#### 1. 商標の類否における称呼の対比

- (1) 外国語を含む文字商標に関して、公衆は母国語の読み方で発音するとみなすのではなく、大多数の公衆が当該語に馴染み深いような場合(例えば、欧州のIT業界の人は"delete"を英語読みする。)には、そのような事情を考慮して称呼を対比する。
- (2) 図形商標に関して、称呼は生じないものとし(例えば、★図形と「STAR」とは称呼上類似しない)、図形から生ずる意味をもって類否を判断する。
- (3) 「&」や「@」からは称呼が生じる(例えば、「@Home」の商標からは、「at home」だけでなく、「a home」「home」の読み方も生じ、スペインやポルトガルでは「arroba」の読み方も生じる)。
- (4) 「+」や「-」からも称呼が生じるが、ハイフン(例えば、「G-Star」)としての使用であれば称呼は生じない。
- (5) 通貨単位「\$」「€」「£」からも称呼が生じ、例えば、「£20」と「20 pounds」は称呼上同じ。

#### 2. 役務「レストラン・サービス」と商品「飲料(drink)」の類否

レストランにおける飲料の提供には単なる飲料の販売とは異なる事情が多く関与していることから、両商標が同一又は酷似し、及び、関連公衆に商標が相当程度に知れ渡っている事情が認められる例外的な場合を除き、商品「飲料」とレストランサービスとは類似しない。

<改訂後のレストランサービスと商品との類似関係>



(\*) 原則として非類似

[弁理士: 三上真毅]

